

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 6月30日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	火災報知器（サービス建屋）の誤報が認められたため、当該報知器を点検・清掃	D	
2	2号機	原子炉建屋換気空調系排気ダクト屋外壁貫通部繋ぎ目ボルト（1箇所）に腐食が認められたため、当該ボルトを交換	C	
3	2号機	廃棄物処理系地下廃液収集・床ドレン収集タンク室扉ノブに緩みが認められたため、当該ノブを点検・修理	D	
4	3号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）海水入口弁又は出口弁にシートパス（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	3号機	制御棒駆動機構（18-35）の温度記録計（データロガ）表示が他より低い値を示していたため、対応検討	D	
6	4号機	原子炉建屋換気空調系排気ファン（A）点検において、プーリー側軸受ケース付属のエアプリーザネジ部に折損が認められたため、当該部を修理	D	
7	4号機	雑固体廃棄物常設集積場所に線量当量率投棄基準（1mSv/h）を超過している廃棄物（1袋）が認められたため、対応検討	D	
8	4号機	復水器ホットウェルレベル調整弁にグランドリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	残留熱除去系ポンプ（B）ミニマムフロー弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	5号機	復水脱塩装置脱塩塔出口導電率記録計の復水脱塩装置（No. 8）脱塩塔出口指示に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
11	5号機	主発電機密封油装置真空槽油面調整弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
12	5号機	定期事業者検査（廃棄物処理系インターロック検査）において、原子炉冷却材浄化系スラッジ放出混合ポンプ操作スイッチ接点に固着が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
13	5号機	油ドレン処理装置建屋西側シャッターに動作不良（閉めにくい）及び施錠不良が認められたため、当該シャッターを点検・修理	D	
14	6号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器プリコート戻り配管流量計指針の脱落が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	6号機	屋外循環水配管逆洗弁ピット脇電線管接地線に外れが認められたため、当該接地アース線を点検・修理	D	
16	6号機	所内ボイラ室素ポンベ室と所内ボイラ室間トレンチ上蓋コーキング部に劣化が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	非常用ディーゼル発電機（B）用N o. 6軽油タンク温度計のガラスカバーにひび割れが認められたため、当該ガラスカバーを交換	D	
18	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）潤滑油ポンプ架台ドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
19	6号機	原子炉建屋床ドレンサンプ（B）漏えい検出器用フレキシブル電線管に劣化による亀裂が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	集中環境施設	ペレット等固化設備洗浄水ポンプ入口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	その他	保管しておくべき「放射線管理計画書・放射線管理報告書」旧版を誤って廃棄していたことが認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで